

新型コロナウイルス感染症に関する対応方針

【第3報】

令和2年5月8日決定

吉田町新型コロナウイルス感染症対策本部

1 はじめに

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、令和2年4月7日に、緊急事態措置を講ずべき区域を7都府県とした緊急事態宣言を発令し、4月16日には、緊急事態措置の対象を全都道府県とし、実施すべき期間は令和2年5月6日までとした。

その後、当面、新規感染者を減少させる取り組みを継続する必要があるほか、地域や全校で再度感染が拡大すれば、医療提供体制への更なる負荷が生じる恐れもあるため、令和2年5月4日、引き続き全都道府県を緊急事態措置の対象とし、期間を令和2年5月31日まで延長し、新たな基本的対処方針が決定され、静岡県を含む特定都道府県においては、「3つの密」の回避を中心とした、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取り組みに段階的に移行するとされた。

それを受け、県の新型コロナウイルス感染症対策本部では、令和2年5月5日に「特措法に基づく緊急事態措置に係る静岡県実施方針」を決定し、令和2年5月7日から5月31日までの期間、静岡県全域を対象に、新たな緊急事態措置を実施することとし、その間、5月17日までを第1段階の措置とし、5月18日以降の方針については、5月13日頃の本県及び近隣県の感染状況や国の専門家会議の検討結果を踏まえ、第2段階の措置を決定することとした。

これらを踏まえ、町の対応方針（令和2年4月7日決定）【第2報】を見直し、【第3報】として方針を明確にし、今後、この対策が長期化するという観点も踏まえ、より社会経済活動の維持と両立に配慮しつつ、引き続き感染拡大防止対策を実施することとする。

ただし、本方針は、引き続き感染拡大状況、検査治療方法の進展等の情勢の変化、国、県の対応方針を踏まえながら、適宜見直すこととする。

2 感染防止に向けた対応方針

(1) イベント等の開催について

クラスターが発生するおそれがあるイベントや集まり等については、中止又は延期とする。ただし、50人以下の小規模なイベント等については、万全な感染防止策を講じた上で開催を可能とする。

(2) 町民に対する情報提供

- ① 広報、組内回覧文書等でわかりやすい情報提供
- ② ホームページ、よしポケ NEWS に随時掲載
- ③ 適宜、正確な情報をあらゆる方法で発信

(3) 感染防止策の徹底

① 個人の感染防止策の周知・啓発

- ・ 普段の健康管理（十分な睡眠とバランスの良い食事・体温測定の習慣化）
- ・ 石けんによるこまめな手洗い
- ・ マスクの着用を含む咳エチケット
- ・ 人混みへの外出を避ける
- ・ 不要不急の旅行など、県をまたいだ移動は極力避ける
- ・ 「3つの密」（密閉・密集・密接）の条件が重なる環境を避ける
- ・ 発熱や風邪症状のある人は外出を控え、学校や仕事を休む
- ・ 「人との接触を8割減らす10のポイント」を参考に人との接触を減らす
- ・ 「新しい生活様式」を実践する

② 開催する行事の主催者は感染リスクを勘案し、以下のような感染防止策をとる

- ・ 「3つの密」（密閉・密集・密接）の発生を避ける
- ・ 参加者の体調チェックを行い、発熱、風邪症状がある場合は参加を見合わせるよう対策を講じる
- ・ 必要に応じ、マスク着用、消毒などの対策を行う

③ 施設の使用制限等

- ・ クラスタが発生したような施設（トレーニング室等）は当面の間、閉鎖
- ・ それ以外の施設は、基本的な感染対策を徹底し、準備が整い次第段階的に再開

ただし、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」等を実施し、さらに「3つの密」を徹底的に避けるよう利用者に促す。

(4) 医療機関への受診の仕方

① 接触者を増やさないために

- ・発熱、風邪症状がある場合は受診の前にあらかじめ電話で相談する
- ・受診の際はマスクを着用する
- ・受診時の受付や待合場所では、不要不急の会話は控える
- ・受診前と受診後は、しっかりと手洗いをする

② 新型コロナウイルス感染症にかかったかもしれないと思われる場合

- ・「静岡県帰国者・接触者相談センター」へ電話相談をする
- ※高齢者や基礎疾患等のある方、妊婦の方は、早めに相談する